

横浜市障害児相談支援推進事業補助金交付要綱

制 定 令和3年3月30日 こ障福 第3584号（局長決裁）

最近改正 令和6年10月1日 こ障福 第1286号（局長決裁）

（目的）

第1条 この要綱は、横浜市内において児童福祉法（昭和22年法律第164号）（以下「児童福祉法」という。）第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援を行う、同法第24条の28に規定する指定障害児相談支援事業所（以下「対象事業所」という。）に対して、補助をすることにより、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児（以下「学齢児」という。）ならびに次の各号に掲げる重度の障害の状態の児童（以下「重度障害児」という）の障害児相談支援の拡充に資することを目的とする。

- (1) 児童福祉法第6条の2の2第4項に規定する居宅訪問型児童発達支援の対象となりうる児童
- (2) 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援および第3項に規定する放課後等デイサービスの支給決定において強度行動障害支援加算の対象となりうる児童
- (3) 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援および第3項に規定する放課後等デイサービスの支給決定において重症心身障害児区分または医療的ケア区分1～3の対象となりうる児童

2 補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

3 社会福祉法人に対する助成については、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第58条及び社会福祉法人の助成に関する条例（昭和35年7月横浜市条例第15号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、条例及び補助金規則の例による。

2 この要綱において補助金交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）とは、児童福祉法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援を市内在住の児童に対し、行うものをいう。

（補助事業者の範囲）

第3条 この要綱における補助事業者の範囲は横浜市内において対象事業所を運営する法人とする。

（補助対象経費）

第4条 この要綱における補助対象経費は、対象事業所が児童福祉法第6条の2の2の第7項に規定する障害児支援利用計画を、学齢児又は重度障害児（以下「補助対象児童」という。）に対して新規に作成した場合に給付する。

2 学齢児においては、横浜市地域療育センター条例（昭和60年条例第19号）に規定する横浜市地域療育センターなどが障害児相談支援を行っており、学齢児になってからやむを得ず障害児相

談支援事業所の変更があり、新たに障害児相談支援を実施した対象事業所が、厚生労働省告示別表の3に規定する初回加算の算定ができない児童に対して障害児相談支援を実施した場合のみ補助対象とする。やむを得ない場合については、補助金規則第7条第4号の規定により募集の都度定めることとする。

- 3 学齢児又は重度障害児のいずれにも該当する場合は、重複して給付することができることとする。

(補助金の額)

第5条 この要綱において、補助金の額は、補助金の交付の決定をする年度の予算の範囲内において市長が決定する額とし、1回あたりの補助額は、別表1に定める額とする。

なお、補助事業の実施にかかる人件費が、補助事業の給付費及び補助金の額の合計額よりも安い場合、人件費の額を上限とする。

(交付申請)

第6条 補助金規則第5条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請書の提出期限は、市長がその都度指定するものとする。

- 2 補助金規則第5条第1項の規定により、補助を申請する補助事業者が提出する申請書類は、補助金交付申請書(第1号様式)とする。
- 3 補助金規則第5条第2項第5号の規定により市長が必要と認める添付書類は、次に掲げる書類とする。
 - (1) 補助金等にかかる収支予算書(第1号様式別紙)
 - (2) 横浜市障害児相談支援実施状況報告書(第2号様式)
 - (3) 役員等名簿(第3号様式)
- 4 補助金規則第5条第3項の規定により市長が前項に定める様式への記載又は添付を省略させることができる書類は、同条第1項第3号、第4号並びに同条第2項第1号、第2号、第4号に規定する書類とする。

(交付決定通知及び不交付決定通知)

第7条 補助金規則第8条の規定による補助金交付決定通知は、交付決定通知書(第4号様式)により行うものとする。

- 2 補助金規則第6条第3項の規定による補助金を交付しない旨の決定通知は、補助金不交付決定通知書(第5号様式)により行うものとする。

(交付の条件)

第8条 補助金規則第7条第4号の規定により市長が補助金の交付の目的を達成するために必要と認める場合は、各年度の補助事業の内容等を考慮し、必要な条件をその都度定めることができる。

- 2 本要綱に基づき交付された補助金は、補助事業及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第18項に規定する特定相談支援事業の実施以外の目的に使用してはならない。

3 補助対象事業所は、本要綱に基づき補助を受けた年度の末日から3年を超えて、対象事業を継続しなければならない。

4 補助事業者の代表者又は役員のうち暴力団員（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当するものがある場合は交付の対象としない。市長は、交付の決定を受けた者が、これに該当するときは、交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

（申請の取下げの期日）

第9条 補助金規則第9条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請の取下げの期日は、申請者が決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して10日以内の日とし、取下げの申請をしようとする者は、市長に補助金交付申請取下届出書（第6号様式）を提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 補助金規則第14条第1項の規定により補助事業者が市長への報告に用いる書類は、次の各号に定める様式を用いなければならない。

(1) 第14条第1項第1号に基づく書類 補助金に係る補助事業実績報告書（第7号様式）

(2) 第14条第1項第2号に基づく決算書 補助金収支書（第7号様式別紙）

(3) 第14条第1項第6号に基づき市長が必要と認める書類

ア 障害児相談支援推進事業実施状況報告書（実績）（第8号様式）

イ 補助対象児童であることを挙証する書類

2 補助金規則第14条第4項の規定により市長が前項に定める実績報告書への添付を省略させることができる書類は、同条第1項第3号、第4号及び第5号に規定する書類とする。

3 補助金規則第14条第5項ただし書きの規定に基づき市長が必要と認める領収書等は、補助事業に係るすべての領収書等とする。

（補助金額の確定通知）

第11条 補助金規則第15条の規定による補助金額確定の通知は、補助金の額の確定通知書（第9号様式）により行うものとする。

（補助金交付の請求）

第12条 補助金規則第18条第1項の規定による補助金の交付の請求は、補助金支払請求書（第10号様式）により行わなければならない。

（消費財及び地方消費財に係る仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第13条 本補助金は人件費への補助を目的としていることから、仕入れ税額控除報告書の提出を不要とする。

（決定の取消し及び補助金の返還）

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全

部又は一部を取り消すことができる。また、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けた場合
- (2) 補助金を他の用途に使用した場合

- (3) 第9条の規定による申請の取下げに係る書類の提出があった場合
- (4) 補助金の交付内容の決定若しくはこれに付した条件又は変更交付の決定の内容に違反した場合
- (5) 補助対象事業所が、補助を受けた年度の末日から3年以内に事業廃止した場合、補助対象事業者はその年度に受けた補助を全額返還することとする。
- (6) その他この要綱に違反したと認められる場合

(県警本部への照会)

第15条 市長は必要に応じ、申請者は又は交付の決定を受けた者が、暴力団経営支配法人等に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

(入札又は見積書の徴収の例外)

第16条 補助金規則第24条ただし書きの規定により市長が契約の性質上これらの方法により難しいと認める場合又はその必要がないと認める場合に該当するものとする。

(関係書類の保存期間)

第17条 補助金規則第26条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は、補助事業の完了後5年とする。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この実施に関し必要な事項は、こども青少年局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年10月1日から施行し、令和6年度の予算に係る補助金から適用する。

別表 1 (第 5 条関係)

補助対象経費	補助基準額 (1 人 1 回あたり)
学齡児	2 0 千円
重度障害児 (第 1 条第 1 項第 1 号に該当する場合)	5 0 千円
重度障害児 (第 1 条第 1 項第 2 ~ 3 号に該当する場合)	4 0 千円